

船舶事故調査報告書

令和元年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年4月28日 03時40分ごろ
発生場所	北海道標津町標津漁港北方沖 標津港北防波堤灯台から真方位003° 9.4海里（M）付近 （概位 北緯43° 49.3′ 東経145° 09.0′）
事故の概要	プレジャーヨットDenaliは、南西進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年5月13日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット Denali、5.5トン
船舶番号、船舶所有者等	200-22183北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船尾部船底外板及びラダーに擦過傷 定置網 のし綱に擦過傷、のし綱固定用のアンカーロープ1本切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮期 日出時刻：04時17分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、北海道一周の途、北海道増毛町増毛港に向けて南西進中、船長が、インターネットの情報から、知床半島沿岸に多数の定置網が設置されていることを知っていたので、3Mほど沖合を海岸線に沿って航行したところ、標津漁港北方沖の、距岸約3Mの海域に設置途中の定置網（以下「本件定置網」という。）に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.3mであった。 本件定置網は、設置途中であったので、標識灯が設置されていなかった。
分析	本船は、南西進中、船長が、知床半島沿岸に多数の定置網が設置されていることを知っていたものの、本件定置網の詳細な位置を確認していなかったことから、本件定置網の存在に気付かずに航行し、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南西進中、船長が、知床半島沿岸に多数の定置網が設置されていることを知っていたものの、本件定置網の詳細な位置を確認していなかったため、本件定置網の存在に気付かずに航行し、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・発航前に航行予定海域の水路調査を行い、定置網の設置場所等を把握しておくこと。・定置網の管理者は、設置途中の定置網であっても、標識灯を設置すること。 |
|--|---|